



発行 新潟県

第52号

令和元年11月1日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 601 救急病院等の指定(医務薬事課)
602 換地計画の縦覧(農地整備課)
603 公共測量の実施通知(監理課)

公 告

- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
大規模小売店舗の廃止(商業・地場産業振興課)
特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等(病院局経営企画課)

企業局訓令

- 1 新潟県企業局財務規程による帳票その他の書類の様式の一部改正(企業局総務課)

人事委員会規則

- 6-1836 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
6-1837 特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)

教育委員会公告

- 令和2年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒の入学者選考(義務教育課)
令和2年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒募集(義務教育課)

雑 報

- 一般競争入札(大学・私学振興課)

告 示

◎新潟県告示第601号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

令和元年11月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 長岡西病院
2 所 在 地 長岡市三ツ郷屋町371番地1
3 有効期間 令和元年12月1日から
令和4年11月30日まで

◎新潟県告示第602号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備「農業

生産法人等育成型)事業に係る換地計画を定めたので、令和元年11月5日から令和元年12月2日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年11月1日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	求草	換地計画書の写し	長岡市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第603号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年11月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和元年10月23日から令和元年12月27日まで
- 3 作業地域 三条市一部

公 告

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年11月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名 称 アクロスプラザ長岡七日町A街区
 所在地 長岡市七日町字川原485 外
 設置者 第一リース株式会社
- 2 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者の代表者
 (変更前) 第一リース株式会社 代表取締役 遠藤 経雄
 (変更後) 第一リース株式会社 代表取締役 長津 克司

- 3 変更年月日
令和元年6月28日
- 4 変更の理由
設置者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日
令和元年9月10日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和元年11月1日から令和2年3月1日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年11月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 アクロスプラザ長岡七日町B街区
所在地 長岡市福山町字川原427-1 外
設置者 第一リース株式会社
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者
(変更前) 第一リース株式会社 代表取締役 遠藤 経雄
(変更後) 第一リース株式会社 代表取締役 長津 克司
- 3 変更年月日
令和元年6月28日
- 4 変更の理由
設置者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日
令和元年9月10日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和元年11月1日から令和2年3月1日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の

日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年11月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 喜多町ショッピングセンター
所在地 長岡市喜多町土地区画整理事業地内4街区
設置者 中興ビルディング株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) 喜多町ショッピングセンター
(変更後) 喜多町ショッピングセンター
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 中興ビルディング株式会社 代表取締役 細川 恭一
(変更後) 中興ビルディング株式会社 代表取締役 熊倉 哲
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者
(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
- 3 変更年月日
 - (1) 平成28年1月28日
 - (2) 令和元年7月20日
 - (3) 令和元年5月1日
- 4 変更の理由
 - (1) 店舗名称が正式に決定したため
 - (2) 設置者の代表者変更のため
 - (3) テナントの小売業者の代表者交代のため
- 5 届出年月日
令和元年9月17日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和元年11月1日から令和2年3月1日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年11月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 ダイレックス燕店
所在地 燕市東太田字杉名田6771番 外
設置者 株式会社アオヤギホールディングス
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) ダイレックス燕店

(変更後) ダイレックス燕店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者

(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司

(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志

3 変更年月日

(1) 平成30年3月24日

(2) 令和元年5月1日

4 変更の理由

(1) 店舗名称が正式に決定したため

(2) テナントの小売業者の代表者交代のため

5 届出年月日

令和元年9月17日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和元年11月1日から令和2年3月1日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年11月1日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ダイレックス六日町店

所在地 南魚沼市余川字牛蒡島3354番地1 外

設置者 株式会社トラストハートカンパニー

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者

(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司

(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志

3 変更年月日

令和元年5月1日

4 変更の理由

テナントの小売業者の代表者交代のため

5 届出年月日

令和元年9月17日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、南魚沼市産業振興部商工観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和元年11月1日から令和2年3月1日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年11月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 新発田舟入ショッピングセンター
所在地 新発田市舟入町3丁目651 外
設置者 株式会社ウオロク 他2者
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者
(変更前) 協同組合新発田商業開発 代表理事 荻野 秀介
(変更後) 協同組合新発田商業開発 代表理事 島津 延明
- 3 変更年月日
平成27年6月23日
- 4 変更の理由
設置者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日
令和元年9月26日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和元年11月1日から令和2年3月1日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の廃止について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

令和元年11月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者(廃止前のもの)
名称 ナルス直江津東店
所在地 上越市三ツ屋町95番地4 外
設置者 株式会社ナルス
- 2 店舗面積の合計
(廃止前) 1,180平方メートル
(廃止後) 0平方メートル
- 3 廃止(第3条第1項に定める基準面積以下)となる年月日
令和元年9月30日
- 4 廃止しようとする理由
隣接敷地内に店舗を移転するため
- 5 届出年月日
令和元年10月11日

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 落札件名及び数量
振動試験機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和元年8月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
轟産業株式会社新潟支店
新潟市中央区東大通1-9-5
- 5 落札価格
12,570,120円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和元年7月16日

病院局公告**特定調達契約の落札者等について（公告）**

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月1日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

- 1 調達物品及び数量
超音波診断装置 一式（2組）
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立新発田病院経営課経営係
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和元年8月28日
- 6 落札者の氏名及び住所
ジェイメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
- 7 落札価格
41,040,000円
- 8 入札公告日
令和元年7月19日

- 9 落札方式
最低価格

企業局訓令

◎新潟県企業局訓令第1号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局財務規程による帳票その他の書類の様式（平成8年3月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和元年11月1日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第69号様式（第147条関係） 予定価格書</p> <p>(略)</p> <p>(入札書比較予定価格¥) ②=①×<u>100/110</u></p> <p>(略)</p> <p>(入札書比較制限価格¥) ④=③×<u>100/110</u></p> <p>(略)</p> <p>第70号様式（第147条関係） 予定価格書</p> <p>(略)</p> <p>(入札書比較予定価格¥) ②=①×<u>100/110</u></p> <p>(略)</p> <p>(入札書比較制限価格¥) ④=③×<u>100/110</u></p> <p>(略)</p>	<p>第69号様式（第147条関係） 予定価格書</p> <p>(略)</p> <p>(入札書比較予定価格¥) ②=①×<u>100/105</u></p> <p>(略)</p> <p>(入札書比較制限価格¥) ④=③×<u>100/105</u></p> <p>(略)</p> <p>第70号様式（第147条関係） 予定価格書</p> <p>(略)</p> <p>(入札書比較予定価格¥) ②=①×<u>100/105</u></p> <p>(略)</p> <p>(入札書比較制限価格¥) ④=③×<u>100/105</u></p> <p>(略)</p>

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月1日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1836号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前				
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）				
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分		
(略)			(略)				
警察	(略)		警察	(略)			
	警察署	(略) 糸魚川警察署長 <u>佐渡警察署長</u>		3種	警察署	(略) 糸魚川警察署長 <u>佐渡西警察署長</u>	3種
	(略)			(略)			
(略)			(略)				
備考 (略)			備考 (略)				

附 則

この規則は、令和元年11月2日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月1日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1837号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(規則第6-470号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1 (第2条、第3条関係) 特地勤務手当級別区分			別表第1 (第2条、第3条関係) 特地勤務手当級別区分		
所在地	公署	級別区分	所在地	公署	級別区分
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	2級地	(略)	(略)	2級地
佐渡市	運転免許センター佐渡支所 <u>佐渡警察署</u> <u>佐渡警察署両津交番</u> <u>佐渡警察署河崎駐在所</u> <u>佐渡警察署新穂駐在所</u> <u>佐渡警察署潟上駐在所</u> <u>佐渡警察署相川交番</u> <u>佐渡警察署佐和田交番</u> <u>佐渡警察署千種駐在所</u> <u>佐渡警察署吉井駐在所</u> <u>佐渡警察署畑野駐在所</u>		佐渡市	運転免許センター佐渡支所 <u>佐渡東警察署</u> 佐渡東警察署河崎駐在所 <u>佐渡東警察署新穂駐在所</u> <u>佐渡東警察署潟上駐在所</u> <u>佐渡西警察署</u> 佐渡西警察署佐和田幹部交番 <u>佐渡西警察署千種駐在所</u> <u>佐渡西警察署吉井駐在所</u> <u>佐渡西警察署真野交番</u> <u>佐渡西警察署畑野駐在所</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	3級地	(略)	(略)	3級地
佐渡市	佐渡警察署水津駐在所 <u>佐渡警察署橘駐在所</u> <u>佐渡警察署北狄駐在所</u> <u>佐渡警察署小木駐在所</u> <u>佐渡警察署羽茂駐在所</u>		佐渡市	佐渡東警察署水津駐在所 <u>佐渡西警察署橘駐在所</u> <u>佐渡西警察署北狄駐在所</u> <u>佐渡西警察署小木駐在所</u> <u>佐渡西警察署羽茂駐在所</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	4級地	(略)	(略)	4級地
佐渡市	<u>佐渡警察署北立島駐在所</u> <u>佐渡警察署赤泊駐在所</u>		佐渡市	<u>佐渡西警察署北立島駐在所</u> <u>佐渡西警察署赤泊駐在所</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
佐渡市	<u>佐渡警察署鷺崎駐在所</u> <u>佐渡警察署松ヶ崎駐在所</u>	5級地	佐渡市	<u>佐渡東警察署鷺崎駐在所</u> <u>佐渡西警察署松ヶ崎駐在所</u>	5級地
(略)	(略)		(略)	(略)	

附 則

この規則は、令和元年11月2日から施行する。

教育委員会公告

令和2年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒の入学者選考について（公告）

令和2年4月県立特別支援学校の幼稚部及び高等部に入学の幼児・生徒の選考を次により行う。

令和元年11月1日

新潟県教育委員会 教育長 稲 荷 善 之

1 募集幼児・生徒数 11月1日付け県報で公告

2 出願資格

幼稚部及び高等部に入学を出願することができる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度で、次に掲げる者とする。

(1) 盲学校、聾学校幼稚部

平成26年4月2日から平成29年4月1日までの間に生まれた者

(2) 特別支援学校高等部（盲・聾・肢体不自由・病弱）全日制の課程

ア 普通学級を希望する者は、令和2年3月に特別支援学校の中学部及び中学校を卒業する見込みの者又は卒業した者

イ 重複障害学級を希望する者は、令和2年3月に特別支援学校の中学部重複障害学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

ウ 訪問教育学級を希望する者は、令和2年3月に特別支援学校の中学部訪問教育学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

エ 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者

オ 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

(3) 特別支援学校高等部（知的障害：職業、普通、重複障害、訪問教育学級）全日制の課程

ア 職業学級を希望する者

(7) 令和2年3月に特別支援学校中学部（知的障害）及び中学校の特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）を卒業する見込みの者又は卒業した者

(4) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

(5) 将来一般就労等を目指す者

(6) 公共交通機関等を利用して、自力通学が可能な者

イ 普通学級を希望する者

(7) 令和2年3月に特別支援学校中学部（知的障害）及び中学校の特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）を卒業する見込みの者又は卒業した者

(4) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

ウ 重複障害学級を希望する者

(7) 令和2年3月に特別支援学校中学部（知的障害）の重複障害学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

(4) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

エ 訪問教育学級を希望する者

(7) 令和2年3月に特別支援学校中学部（知的障害）の訪問教育学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

(4) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

3 出願

出願は、一人につき1校1学科（新潟県公立特別支援学校高等部及び新潟県公立高等学校を含む。）

4 出願手続、面接及び合格者の発表

(1) 入学願書の受付期間

令和2年1月20日（月）から1月24日（金）まで、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 提出書類

入学願書、調査書、健康診断書、推薦書（知的障害：職業学級）等、出願先の学校で必要とするもの。

(3) 出願状況の公表

入学願書締切り後、各学校（総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については各事務局校）で発表する。

(4) 志願変更

令和2年1月27日（月）から1月31日（金）まで、志願変更先の学校（事務局校）で受付を行う。

(5) 面接の期日

令和2年2月7日（金）

(6) 合格者の発表

令和2年2月14日（金）までに行う。

(7) 入学願書の受付、面接及び合格者の発表は、出願先の学校（総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については各事務局校等）で行う。

5 欠員補充による2次募集

選考終了後、幼稚部各学級及び高等部普通学級の定員に欠員が生じた場合に実施する。なお、2次募集の実施については、令和2年2月25日（火）に県教育委員会が発表する。

(1) 出願資格、出願及び出願手続

ア 第1次選考における出願資格、出願及び出願手続と同様とする。総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については、2次募集の実施校に直接出願する。

イ いずれの特別支援学校高等部又は高等学校（公立、私立）にも合格していない者とする。

なお、「いずれの各学校にも合格していない者」には、特別支援学校高等部又は高等学校（県内外、公立、私立を問わない。）への入学を辞退した者は含まれない。

(2) 出願期間

令和2年3月9日（月）から3月16日（月）まで（土・日曜日を除く）、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 面接の期日

令和2年3月17日（火）

(4) 結果の発表

令和2年3月18日（水）までに各学校で行う。

6 その他

(1) 校長は、選考終了後保護者の転勤等正当な事由で入学を希望する者があった場合、当該者が幼稚部教育又は高等部教育を受けることができると判断され、原則として学校の定員に余裕があるときは、入学を許可することができる。

(2) 特別支援学校高等部（知的障害：普通・重複障害学級）において、学区内に高等部が複数ある場合は、通学の利便性及び自力通学の可否を考慮して入学者を選考する。

(3) 入学者募集要項の実施細目については、校長が定める。

(4) 入学募集の詳細については、新潟県教育委員会が定める「令和2年度新潟県立盲学校・聾学校幼稚部入学者募集要項」及び「令和2年度新潟県立特別支援学校高等部入学者募集要項」による。

令和2年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒募集について（公告）

令和2年4月県立特別支援学校の幼稚部の3歳児・4歳児・5歳児及び高等部の第1学年に入学の生徒を次により募集する。

令和元年11月1日

新潟県教育委員会 教育長 稲 荷 善 之

1 幼稚部募集

No.	県立学校の名称		位置	募集学級			募集定員
	本校名	分校・学級名					
1	新潟県立新潟盲学校		新潟市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
2	新潟県立新潟聾学校		新潟市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
3	新潟県立長岡聾学校		長岡市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
		高田分校	上越市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人

2 高等部募集（盲・聾・肢体不自由・病弱）

No.	県立学校の名称	位置	課程等	学科	募集学級	募集定員
-----	---------	----	-----	----	------	------

	本校名	分校・学級名					
1	新潟県立 新潟盲学校		新潟市	全日制的 課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
					保健医療	1学級	8人
				専攻科	理療	1学級	8人
2	新潟県立 新潟聾学校		新潟市	全日制的 課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
3	新潟県立 長岡聾学校		長岡市	全日制的 課程	産業技術	普通1学級	8人
						重複	若干人
				専攻科	産業	1学級	8人
4	新潟県立 東新潟特別支援学校		新潟市	全日制的 課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
						訪問	若干人
5	新潟県立 はまぐみ特別支援学校		新潟市	全日制的 課程	普通	重複	若干人
						訪問	若干人
6	新潟県立 上越特別支援学校		上越市	全日制的 課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
						訪問	若干人
7	新潟県立 吉田特別支援学校		燕市	全日制的 課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
						訪問	若干人
8	新潟県立 柏崎特別支援学校		柏崎市	全日制的 課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
						訪問	若干人

3 高等部募集（知的障害：職業学級）

No.	県立学校の名称		位置	課程等	学科	募集学級	募集定員
	本校名	分校・学級名					
1	新潟県立 江南高等特別支援学校		新潟市	全日制的 課程	普通	職業2学級	20人
2	新潟県立 西蒲高等特別支援学校		新潟市	全日制的 課程	普通	職業1学級	10人
3	新潟県立 吉川高等特別支援学校		上越市	全日制的 課程	普通	職業1学級	10人
4	新潟県立 月ヶ岡特別支援学校		三条市	全日制的 課程	普通	職業1学級	10人

4 高等部募集（知的障害：普通・重複・訪問学級）

No.	県立学校の名称		位置	課程等	学科	募集学級	募集定員
	本校名	分校・学級名					
1	新潟県立新潟聾学校	知的障害 普通学級	新潟市	全日制的 課程	普通	普通2学級	20人
2	新潟県立長岡聾学校	知的障害 普通学級	長岡市	全日制的 課程	普通	普通1学級	10人
3	新潟県立 江南高等特別支援学校		新潟市	全日制的 課程	普通	普通3学級	30人
						重複	若干人
		川岸分校	新潟市	全日制的 課程	普通	普通1学級	10人
4	新潟県立 西蒲高等特別支援学校		新潟市	全日制的 課程	普通	普通4学級	40人
						重複	若干人
5	新潟県立		十日町市	全日制的	普通	普通2学級	20人

	川西高等特別支援学校			課程		重複 訪問	若干人 若干人
6	新潟県立 吉川高等特別支援学校		上越市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
7	新潟県立 村上特別支援学校		村上市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
						重複	若干人
						訪問	若干人
8	新潟県立 新発田竹俣特別支援学校	いじみの分校	新発田市	全日制の課程	普通	普通3学級	30人
			新発田市	全日制の 課程	普通	重複	若干人
						訪問	若干人
9	新潟県立 駒林特別支援学校		阿賀野市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
						重複	若干人
						訪問	若干人
10	新潟県立 五泉特別支援学校		五泉市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
11	新潟県立 月ヶ岡特別支援学校		三条市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
12	新潟県立 小出特別支援学校		魚沼市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
						重複	若干人
						訪問	若干人
13	新潟県立 はまなす特別支援学校		柏崎市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
						重複	若干人
						訪問	若干人
14	新潟県立 高田特別支援学校		上越市	全日制の 課程	普通	普通3学級	30人
						重複	若干人
						訪問	若干人
		白嶺分校	糸魚川市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
					重複	若干人	
					訪問	若干人	
15	新潟県立 佐渡特別支援学校		佐渡市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
						重複	若干人
						訪問	若干人

※ 表中の「重複」「訪問」とは、それぞれ「重複障害学級」「訪問教育学級」のことである。

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立看護大学会計規則第17条第1項の規定により、公立大学法人新潟県立看護大学で使用する電力の供給業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年11月1日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 小 泉 美 佐 子

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称及び数量

公立大学法人新潟県立看護大学で使用する電力の供給業務 658,330kWh

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 供給期間
令和2年3月1日から令和3年2月28日まで

(4) 供給場所
新潟県上越市新南町240番地
公立大学法人新潟県立看護大学

(5) 本件入札に関する問い合わせ先
郵便番号 943-0147
新潟県上越市新南町240番地
公立大学法人新潟県立看護大学 事務局 総務課庶務係
電話番号 025-526-2811

2 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和元年12月5日(木) 午前10時

(2) 場所 新潟県上越市新南町240番地
公立大学法人新潟県立看護大学 管理研究棟1階 第1会議室

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (3) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。
- (4) 事故発生時等に緊急対応可能な体制を整備できる者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書等を令和元年11月19日(火)午後5時までに、上記1(5)の場所に提出しなければならない。

5 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札説明書の交付
入札説明書の交付は、本公告の日から上記1(5)の場所で行う。

(3) 入札保証金

ア 入札金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程第8条第1項第1号に該当する場合(入札参加者が保険会社との間に公立大学法人新潟県立看護大学を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき)は、免除する。

イ 落札者が契約書の取り交わしをしないときは、その者の納付に係る入札保証金は公立大学法人新潟県立看護大学に帰属する。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程第42条第1項第1号に該当する場合(契約の相手方が保険会社との間に公立大学法人新潟県立看護大学を被保険者とする履行保証契約を締結したとき)は、免除する。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) その他

詳細は入札説明書による。